

IV 解散・合併について

1 解散について

NPO法人は、社員総会の決議や定款で定めた解散事由の発生など、一定の理由により解散します。

解散は、その権利能力に制限を受けますが、まだ法人としては存続しており、清算に向けた業務を行います。最終的な法人格の消滅（その権利能力を失うこと）には清算終了しなければなりません。ここでは、解散から清算に至る手続きについてご説明します。

解散とは、法人が活動を停止し、これまでの活動に係る債権債務などを清算する状態にあることを指します。従って、解散したからといってすぐに全てが終わるわけではありません。この段階では、清算法人として法人格を有し、財産や様々な法律関係の処理を行います。この清算が終了（清算終了）し、清算終了の登記をすることにより、法人格が消滅します。

NPO法人は、以下の事由により解散します。（法第31条第1項）

① 社員総会の決議

社員総会において、総社員の3/4以上の議決（定款に特別の定めのある場合はその割合）により、解散することができます。

この場合、議決事項としては、(1)解散の意思決定、(2)残余財産の帰属先（定款で残余財産の帰属先を解散総会で議決するとしている場合）(3)清算人の選任となります。

*残余財産については、発生しない見込みであっても、実際の清算によって発生することもあり得ますので、必ず帰属先を選定しておきましょう。

② 定款で定めた解散事由の発生

定款において、あらかじめ解散時期を定めた場合などは、その時機の到来をもって解散します。

③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

NPO法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができない場合に、所轄庁が認定することによって解散します。

目的とする事業を達成できない場合とは、単に資金不足や人手不足ということではなく、例えば、「事業の実施に必要な許可が取得できない（取り消された）場合」など、事業の継続が困難なことが客観的に判断される場合になります。

④ 社員の欠亡

社員が1人もいなくなったことを意味します。社員が9名以下となったからといって、ただちに解散となるわけではありません。

NPO法人の設立要件では、社員は10人以上必要とされ、毎年の事業報告書にも10人以上の名簿を添付することが義務づけられています。しかしながら、仮に10人を下回った場合（9人以下となった場合）であっても、新たな入会者により10人以上とすることは可能ですので、即解散となるわけではありません。

⑤ 合併

合併とは、2つ以上の法人が合同して1つの法人になることです。吸収合併の場合は、片方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。

⑥ 破産手続き開始の決定

法人が債務を完済することができなくなったときに、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続き開始の決定をすることになります。

⑦ 所轄庁による設立の認証の取り消し

NPO法第43条により、改善命令に違反した場合、3年以上にわたって事業報告書を提出していない場合などとして、設立の認証を取り消された場合です。

上記の①総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、④社員の欠亡、⑥破産手続き開始の決定を事由として解散する場合は、第7号様式の解散届出書に登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して所轄庁に提出します。

2 清算

(1) 清算法人

法人が解散しても直ちには消滅せず、清算という目的の範囲内で活動する清算法人に移行します。(法第31条の4)

清算法人は裁判所の監督を受けます。(法第32条の2)

清算法人の活動は、清算の目的の範囲内に限定されます。そのため、新しい事業を実施することはできません。理事は職務権限を失い、清算人がこれに変わりますが、そのほかの機関には変更はありません。監事は清算人を監督し、社員総会も決議機関として存続します。

(2) 清算人

清算人には原則として、解散時に理事であったものが就任します。ただし、定款に定めがある場合、又は社員総会において理事以外の人を選任した時は、その者が清算人となります。(法第31条の5)

清算人に就任した場合は、法務局で清算人就任の登記を行うとともに、清算人就任届出書(第8号様式)を所轄庁に提出しなければなりません。

清算人の職務は、①現務の結了、②債権の取り立て及び債務の弁済、③残余財産の引き渡し、及び①～③のために必要な一切の事務となります。(法第31条の9)

① 現務結了

法人の現在の活動を終了させる方向で業務を行います。清算のために必要であれば、新たな契約も締結可能ですが、事業を拡大するような物品の購入などは行えません。

② 債権の取り立て及び債務の弁済

法人に債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。

清算人は、その就任の日から2か月以内に、少なくとも1回の公告を官報及び定款に定める方法により実施し、債権者に対して一定の期間内にその債権の申し出をすべき旨を催告しなければなりません。(法第31条の10第1項、第2項、第4項)

この場合、判明している債権者に対しては、個別に債権を申し出るよう催告をしなければなりません。(法第31条の10第3項)

最終的に債権が超過していれば、残余財産が確定し、その引き渡しの業務に移ります。仮に債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続き開始の申し立てをし、その旨官報に公告しなければなりません。(法第31条の12) この場合、破産管財人に事務を引き継いだ時点でその任務を終了します。

- ・公告：不明な債権者に対して広く知らしめること。官報に掲載して行う。
- ・催告：判明している債権者に対して個別に通知すること。

③ 残余財産の引き渡し

債権債務を整理した結果、残余財産が確定した場合、第三者へ譲渡しなければなりません。NPO法人の場合、社員に配分することはできません。また、譲渡できる団体についても制限があります。(法第11条第3項)

定款に残余財産の帰属先が定められている場合は、その団体へ帰属させることができます。(法第32条第1項)

定款に特に定められていない場合は、所轄庁の認証を経て、国又は地方公共団体に譲渡できます。(法第32条第2項)

どちらの方法によっても処分されなかった財産は、国庫に帰属します。(法第32条第3項)

定款で定めることができる残余財産の帰属先 (法第11条第3項)

残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選定されなければならない。

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 他の特定非営利活動法人 | 2 国又は地方公共団体 |
| 3 公益社団法人・公益財団法人 | 4 学校法人 |
| 5 社会福祉法人 | 6 更正保護法人 |

注：法律改正前（平成20年12月1日施行）に、社団法人・財団法人を残余財産の帰属先として定款に定めている場合は、当該団体が公益社団法人・公益財団法人へ移行している場合には譲渡できますが、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合には譲渡できませんのでご注意ください。

3 法人の消滅

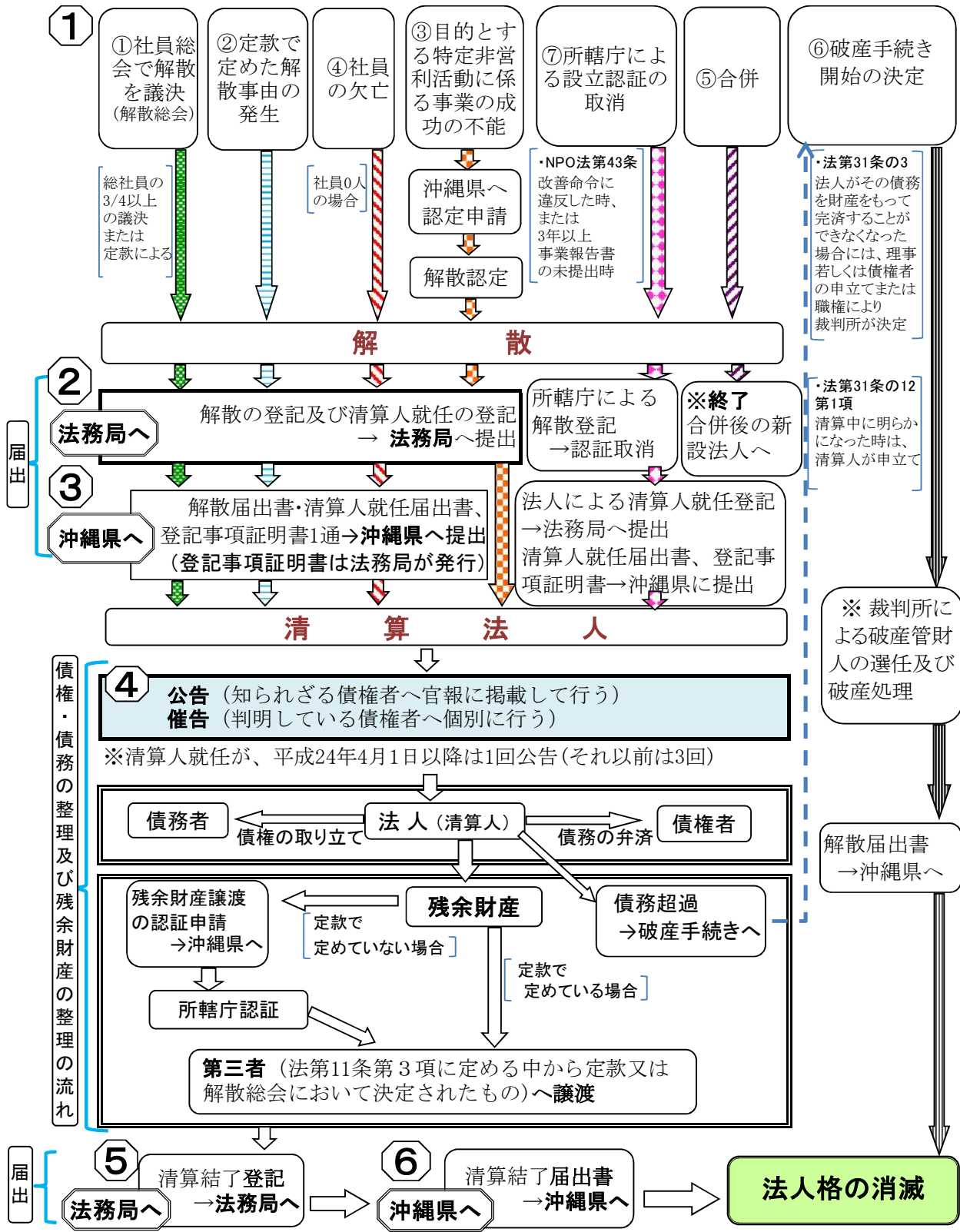
清算人は、残余財産の引き継ぎが完了した時は、法務局で「清算終了の登記」を行います。

その後所轄庁に、「清算終了届出書」（第10号様式）に閉鎖事項全部証明書を添付して提出します。(法第32条の3)

これにより手続きが終了し、法人格は消滅することになります。

4 解散から清算の手続きの流れ

特定非営利活動法人を解散する場合は、以下の手続きが必要となります。



◇那覇地方法務局◇ 住所:那覇市樋川1-15-15、電話番号:098(854)7950(代表)

◇参考ホームページ◇

法務局 <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>

沖縄県NPOプラザ <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

5 解散時・清算時等に提出する書類一覧

(1) 解散時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	解散届出書（第7号様式） ※	1部	165
2	登記事項証明書 ※	1部	

※ 解散要件のうち「社員総会の決議」、「定款で定めた解散事由の発生」、「社員の欠亡」、「破産手続き開始の決定」の事由により解散した場合に所轄庁へ提出します。

(2) 清算人就任時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	清算人就任届出書（第8号様式）	1部	166
	登記事項証明書（解散届出書と同時に提出する場合は省略可）	1部	

(3) 残余財産の譲渡先について認証を受ける時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書（第9号様式）	1部	167

※ 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない場合のみ所轄庁に提出します。

(4) 清算終了時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	清算終了届出書（第10号様式）	1部	168
2	閉鎖事項全部証明書	1部	

6 解散届出書（記載例）

第7号様式（第11条関係）

記載例

解 散 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人 ○○○○○○
清算人 住所又は居所
氏 名

清算人個人の住所を記載

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

例) 活動が停滞しているため、このまま法人を存続させることが困難であるとして、社員総会において解散を決議した。

2 残余財産の処分方法

例) 残余財産は、那覇市へ譲渡する

解散時に残余財産がないと思われる場合でも、清算の結果残余財産が生じる可能性もありますので、譲渡先は選定しておきましょう。

提出時には、備考以下は削除する。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ①の部分には、解散事由の区分に応じ該当する号（「1」社員総会の決議、「2」定款で定めた解散事由、「4」社員の欠亡、「6」破産手続開始の決定）を記入すること。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人 就任届 出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所

氏 名

清算人個人の住所を
記載

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
住所：沖縄県○○市○○ ○○丁目○○番○○号
氏名：○○ ○○
- 2 清算人が就任した年月日
○○年○○月○○日

提出時には、備考以下は削除する。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所
氏 名

印

清算人個人の住所を
記載

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

○○○○○

2 残余財産の譲渡を受ける者

○○○○○○○

提出時には、備考以下は削除する。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡する財産を記載すること。

注：定款に残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、所轄庁の認証を経て、国や地方公共団体に譲渡することとなります。

清算終了届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所

氏 名

清算人個人の住所を
記載

解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

提出時には、備考以下は削除する。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

7 合併について

複数の法人が、契約により1つの法人になることが合併です。NPO法人も、他のNPO法人と合併することができます。(法第33条)

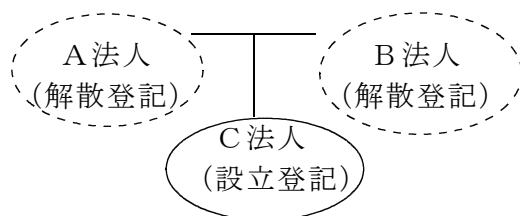
合併は、新たな法人を設立するのと同様であり、NPO法に基づく手続きも申請、公告及び2週間の縦覧、その後の所轄庁の認証を受けなければ効力を生じないなど、設立時とほぼ同様の手続きが必要となります。(法第34条)

また、合併の決議については、社員総会で行うこと、社員総数の3/4以上若しくは定款に定める割合以上の決議が必要とされています。

合併の方法としては、それぞれの法人を解散して新たな法人を新設する方法と、1つの法人に他の法人を吸収させる方法があります。どちらの場合であっても、これまでの社員や財産等、権利義務については、合併後に設立した法人に引き継がれます。

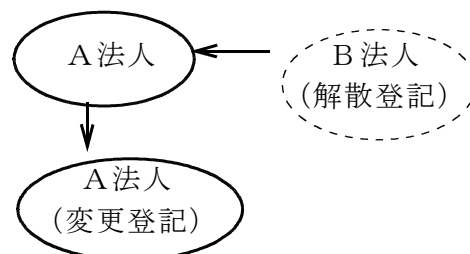
新設合併の場合

A・Bの法人は、C法人
成立と同時に消滅



吸収合併の場合

B法人は合併と同時に消滅



合併における注意事項

(1) 合併の効力

法人の合併については、所轄庁の認証を受けなければその効力を生じません。
(法第34条第3項)

(2) 債権者への公告及び催告

合併前の法人に対する債権者を保護するため、合併法人は、合併の認証通知受領後、2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対して一定期間内に異議がある場合は申し立てるよう公告及び催告をしなければなりません。この期間は2か月以上必要です。(法第35条)

期限内に申し出がなかった場合は、合併を承認したとみなされます。
(法第36条第1項)

- ・公告：不明な債権者に対して広く知らせること。
- ・催告：判明している債権者に対して個別に通知すること。

(3) 異議申し立て

債権者から異議の申し出があった場合は、当該債権者に弁済若しくは相当の担保を提供するか、そのための財産を信託する必要があります。ただし、異議を申し出た債権者の債権が、合併しても権利を侵害するおそれがないときはこの限りではありません。(法第36条第2項)

(4) 合併の時期

合併法人の成立は、主たる事務所の所在地において登記することにより生じます。

(法第39条)

登記完了後、登記完了届出書(第12号様式)に登記事項証明書を添付して、所轄庁に提出しなければなりません。(法第39条第2項)

* 設立の場合と違って、合併の認証通知後、合併に必要な手続き(2か月以上の公告)等が終了後に、法務局で登記します。この場合、合併後に存続する法人は変更登記を、合併により消滅する法人は解散登記を、合併後に新設される法人は設立登記を行うこととなります。

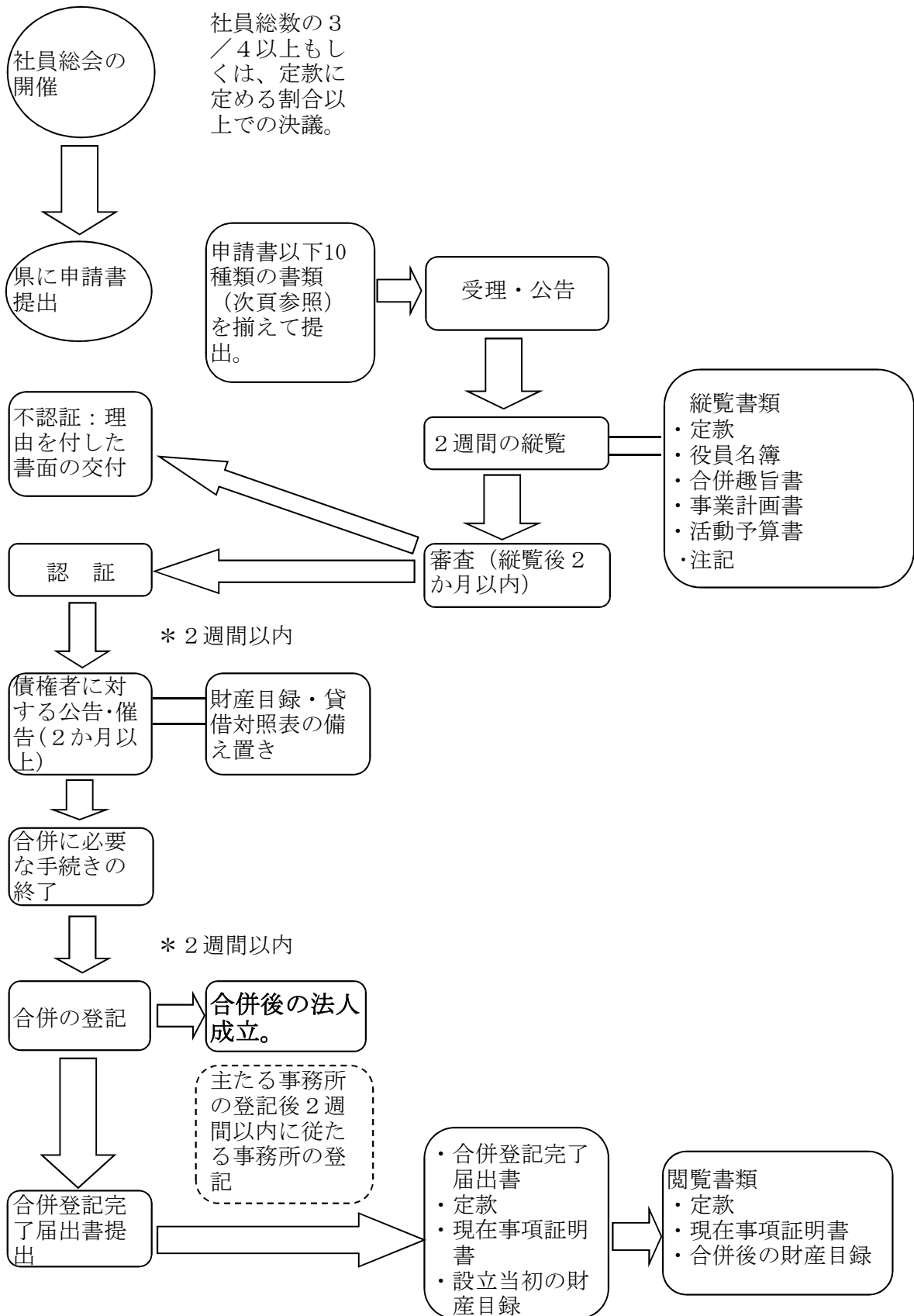
8 合併手続きの流れ

手続きの流れ

NPO法人

所轄庁

一般



9 合併認証申請時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書（第11号様式）	1部	173
2	定款	2部	38
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	54
4	就任承諾及び宣誓書の写し（原本は法人保管）	1部	55
5	役員の住所又は居所を証する書面 （1）申請前6か月以内。コピー不可。※個人番号（マイナンバー）なし ※その他の書面については、p-22を参照。	1部	条例第2条第2項
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	56
7	確認書	1部	57
8	合併趣旨書（P. 47の設立趣旨書を参考に作成）	2部	58
9	合併の議決をした社員総会議事録の写し（謄本）	1部	59
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	61
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その他事業を実施する場合は別欄表示で作成）	2部	62
12	活動予算書の注記	2部	67

注1 合併認証申請書については、様式が定められています。
 その他の書類については、設立時を参考に作成してください。
 なお、提出書類は、「5 役員の住所又は居所を証する書面」以外はA4版で作成します。

合併登記完了後に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
1	合併登記完了届出書（第12号様式）	1部	239
2	登記事項証明書（原本とコピー）	各1部	
3	定款	1部	
4	設立当初の財産目録	1部	75

10 合併認証申請書(記載例)

記載例

第11号様式(第15条関係)

合併認証申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

設立代表者個人の住所・氏名を住民票記載のとおりに記載してください。

合併しようとする特定非営利活動法人(甲) ○○○○○
代表者氏名
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人(乙) ○○○○○
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

標題も省略せずに、記載してください。

記

- ① 特定非営利活動法人の名称 (注 特定非営利活動法人○○○○○という形式で、定款と完全に一致させる)
- 代表者の氏名 (注 理事(長)の氏名を記載する。監事は不可)
- 主たる事務所の所在地 沖縄県○○市○○○丁目○○番○○号
(注 町名及び番地まで記載する。)
- その他の事務所の所在地 沖縄県○○郡○○町○○番地○○
(注 町名及び番地まで記載する。従たる事務所を置かない場合は無しと記載する。)
- 定款に記載された目的 (注 定款第3条と一言一句完全に一致させる)

(裏)

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 3 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 4 申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
 - (2) 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - (3) 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (8) 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）〔2部〕

11 解散に関するQ & A

法人を解散するときにも様々な手続きが必要です。
わからないことを解説します

Q 1 活動を休止することはできますか。

NPO法には、「休止」という制度はありません。

法人自身が、活動を行わないということはありませんが、法人自身が活動していない状態であったとしても、NPO法上の義務である年1回の総会の開催及び事業報告書の提出、また、2年に1度の役員改選など、必要な手続きは行わなければなりません。

Q 2 資金難だけど事業の成功の不能で解散することはできますか。

「事業の成功不能」とは、法人の主観的理由ではなく、客観的に事業が継続できない場合、ということになります。

例えば、法律の許可を必要とする事業を行っている法人が、当該法律の改正により、NPO法人では実施できなくなるような場合などが考えられるところでしょう。単に「資金不足」や「活動する会員がいない」などを理由とする場合は、総会の議決により解散することとなります。

Q 3 解散のときに必要な公告とは？

解散した場合の公告は、必ず官報に掲載して行わなければなりません。

(法第31条の10第4項)

また、この公告は、2か月以内に少なくとも1回、一定の期間内に債権の申し出をすべきことを掲載すること、この一定の期間とは2か月以上であることが定められています。(法第31条の10第1項)

定款に官報公告以外の方法(新聞掲載など)を規定している場合は、官報公告と併せて実施することとなります。(どちらか1つという事ではありません。)

官報とは、国が発行する法令の公布や諸報告、資料等の広報紙であり、併せて「国民の公告紙」として、法令の規定に基づく各種の公告を掲載しており、休日を除き毎日発行されています。

掲載にあたっては、下記へお問い合わせください。

・官報への掲載手続きやその詳細については、**沖縄県官報販売所** にお問い合わせください。

〒900-8503

沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号(パレット久茂地1Fまたは7F書店内)

電話番号: 098-867-1726 FAX: 098-869-4831

営業時間: 9:00~10:00 (パレット久茂地1F)

10:00~18:00 (パレット久茂地7階)

土日・祝祭日はお休み

(公告文の作成例)

解散公告	当法人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の
	総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
	なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
沖縄県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	
代表清算人 〇〇〇	
〇〇	
〇〇	

なお、官報の掲載には、約3万～5万円の料金が掛かります。

インターネットからも申込ができます。

「Google」や「YAHOO! JAPAN」等で「官報公告申込」で検索し、全国官報販売協同組合のホームページをご覧ください。フォーム入力やメール、FAX等での申込ができます。

Q 4 活動していないので債権者はいないはず、公告はしなくても大丈夫なのは？

官報への公告は法律上の義務ですので、必ず実施しなければなりません。

法人側で債権者はいないだろうと思われていても、何らかの理由により、把握できていない場合もあります。そのため、債権者が一定期間内に申し出ない場合には清算から除かれることを官報に公告することで、債権者及び債権額を確定し、清算処理を行う必要があります。

また、既に判明している債権者に対しては、個別に通知しなければなりません。

Q 5 法人が解散しようとするとき、残余財産がマイナス(債務超過)でも解散できる？

資産から負債を差し引くとマイナスになるような場合は、「破産」に当たりますので、特定非営利活動促進法第31条の3に基づき、理事もしくは債権者は裁判所へ申し立てをすることにより、破産手続きへ移行することとなります。

このことは、解散の決議を行い、清算中の場合も同様（法第31条の12）ですので注意が必要です。

なお、理事及び清算人には、法第80条の第6号により、申し立てをしなかった場合、20万円以下の過料が処される場合があります。

破産に関する具体的な手続きや債権債務の処理は、破産法(平成16年6月2日法第75号)に基づいて行われることとなります。

Q 6 残余財産の帰属先はどういう団体を指定するのでしょうか。

法第11条第3項に掲げる団体のうちから選定することとなります。

定款に具体的団体名を定めている場合は、その団体へ、定款で解散総会で選定すると定めている場合には、解散を決議するときに残余財産の帰属先も選定します。

また、定款に残余財産の帰属先に関する規定を定めていない場合には、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体へ譲渡することができます。

以上の方法を持ってしても処分されない財産については、国庫に帰属することとなります。

法第11条第3項に定めるものとしては、

- ①他の特定非営利活動法人
 - ②国又は地方公共団体
 - ③公益社団法人又は公益財団法人
 - ④学校法人
 - ⑤社会福祉法人
 - ⑥更生保護法人
- となります。

Q 7 解散後任意団体として活動する場合、法人の財産を引き継ぎますか。

引き継ぎません。

任意団体は、法第11条第3項に定めるものに該当しないためです。

